

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成23年10月7日

石川県監査委員 藤井義弘
同 米光正次
同 安田慎一
同 織田静代

(別紙)

生流第1957号
平成23年9月13日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本 正憲

平成23年8月30日付け石監査第301号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	生産流通課	公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。

石 公 委 第 6 7 号
平成 2 3 年 9 月 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県公安委員会

平成 2 3 年 8 月 3 0 日 付 け 石 監 査 第 3 0 1 号 で 通 知 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期すよう厳重に注意してください。</p>	<p>警察本部</p>	<p>職員の交通事故防止対策として</p> <ul style="list-style-type: none">○ 該当職員の石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再点検と安全運転の意識付け○ 警察自動車運転技能検定制度による合格級位の取消等○ 交通事故防止に関する本部長通達等の発出及び随時監察の実施○ 県下の各種会議等の場を利用した指示・指導の実施○ 部内パソコンのスクリーンセーバー表示による注意喚起等を鋭意推進し、公私を問わず交通事故防止の徹底を期しています。

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷本 正憲

平成 2 3 年 8 月 3 0 日 付 け 石 監 査 第 3 0 1 号 で 通 知 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
<p>不動産取得税の課税事務において、適正を欠くものがありました。</p> <p>今後、このようなことがないよう厳重に注意してください。</p>	<p>税務課</p>	<p>今回指摘のあった事項につきましては、今後、このようなことがないように、チェック体制や市町との連携の強化等によって再発を防止し、課税事務に万全を期するよう指導、徹底しました。</p>